選定審査方法の変更について

令和5年6月2日付で堺市指定管理者候補者選定委員会規則の一部が改正。(改正内容: 委員長の採点参加 等)

第1回会議(令和5年3月28日開催)で承認を得た審査方法及び採点(案)は、改正前の同規則に基づいているため、下記のとおり内容変更の承認を伺うもの。

○審査方法及び採点について(案)(該当箇所抜粋)

変更前

- 1 選定方法について
- (1)(略)
- (2)点数は、「200点満点/人×<mark>委員長を除く出席委員数</mark>=満点」とする。

(例:出席委員が4人の場合、満点が800点となる。)

- (3) <mark>委員長を除く出席委員全員</mark>の点数を合算し、評価の合計点数が満点の60%未満の場合には、指定管理者候補者として適格者なしとする。
- (4)(略)

変更後 (案)

- 1 選定方法について
- (1)(略)
- (2)点数は、「200点満点/人×出席委員数=満点」とする。

(例:出席委員が4人の場合、満点が800点となる。)

- (3) 出席委員全員の点数を合算し、評価の合計点数が満点の60%未満の場合には、指定管理者候補者として適格者なしとする。
- (4)(略)

(参考) 堺市指定管理者候補者選定委員会規則第3条第4項 新旧対照表

改正前	改正後
(会議)	(会議)
第3条 1・2・3 (略)	第3条 1・2・3 (略)
4 委員会の議事は、出席委員 <u>(議長を除</u>	4 委員会の議事は、出席委員の過半数 <u>をも</u>
<u>く。)</u> の過半数 <u>で決する</u> 。	って決し、可否同数のときは、議長の決す
	<u>るところによる</u> 。
5 (略)	5 (略)